

県教委、人事委員会勧告を尊重し、前進的回答



会計年度任用職員の給与改定は4月遡及!

先読み加配の対象期間は4月1日からに制度拡充!!

中高年齢層・再任用職員・臨時教職員の処遇→勤勉手当においてきめ細やかな措置で対応

兵庫教組・兵高教組・兵高従組合同交渉団は、11月22日の13時から第2回交渉、その後、14時15分から独自交渉、21時25分から第3回最終交渉を行いました。22時25分、兵庫教組交渉団は、「物価高騰に追いつかない給与改定、病気休暇の扱いにおける事務職員との不均衡について不満は残るが、給料表・一時金の2年連続の改善、さらに中高年齢層ならびに再任用職員の処遇改善、会計年度任用職員の給与の4月遡及、先読み加配の制度拡充など、人事委員会勧告を尊重した前進的な回答を受け止め、今期確定闘争は妥結する。その上で、我々の重要な要求である教職員未配置の解消、超過勤務の縮減、少人数学級実現など、切実な諸課題について、引き続き努力することを改めて要請する。」と述べ、今期の確定闘争を終結しました。

県教委の最終回答

1 月例給・一時金の改善

(1) 給料表

人事委員会の勧告通り給料表を改定。

平均1.0%の増額

実施時期 令和5年4月1日 ※差額支給

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月引上げ
年間で0.10月引上げ

(再任用は年間で0.05月)

実施時期 令和5年4月1日 ※差額支給

2 会計年度任用職員の処遇

(1) 報酬改定

給料表の改定に準じて増額改定

実施時期 令和5年4月1日 ※差額支給

※15時間30分以上の職員対象

15時間30分未満の職員は令和6年1月1日

(2) 勤勉手当

正規職員の支給月数に準じて支給

実施時期 令和6年6月期から

3 在宅勤務等手当

国家公務員に準じた在宅勤務等手当を新設

支給額は月額3,000円

手当を支給される職員の通勤費は所要の措置

実施時期 令和6年4月1日

4 勤勉手当の成績率及び特別昇給

(1) 勤勉手当の成績率

優秀の割合 12%→15%へ

学校現場の特性を考慮し、きめ細やかな措置は維持

実施時期 令和5年12月期から

(2) 特別昇給

行政職の制度特昇(4級調整、5級調整、6級調整)の
廃止、特昇廃止分はきめ細やかな対応で措置

詳細は執行部に説明

実施時期 令和6年1月の昇給から

5 教職員未配置の解消のための人材確保

先読み加配の制度拡充

対象期間を5月1日から4月1日からに拡大

対象職種に事務職員を追加

実施時期 令和6年4月1日

6 臨時教職員の処遇改善

特定の号給に達した臨時教職員に勤勉手当でのきめ
細やかな措置で対応 詳細は執行部に説明

実施時期 令和5年12月期から

7 中高年齢層・再任用職員の士気確保

(1) 中高年齢層の賃金改善

中高年齢層の賃金改善について、勤勉手当でのきめ細
やかな措置で対応 詳細は執行部に説明

実施時期 令和5年12月期から

(2) 再任用職員の賃金改善

60歳超の職員との均衡のため、勤勉手当でのきめ細
やかな措置で対応 詳細は執行部に説明

実施時期 令和5年12月期から

8 病気休暇の取扱い

(1) 精神疾患の場合の取得可能期間

現行2年間を180日間に短縮

(2) 病気休暇の通算のリセット

現行1年間を6カ月に短縮

実施時期 令和7年4月1日(周知期間として)

※教育職は、上記の取扱いについて来年度協議

教職員未配置解消、超勤縮減、少人数学級の実現は引き続き要求!